

対象エリア

1 福井市が定める中心市街地の範囲



2 公共空地活用促進区域



まちなかイベント支援事業の紹介

まちなかイベントの開催を支援するため、福井市では下記の事業を実施しております。詳細はそれぞれの項目の右にあるQRコードからリンク先をご覧ください。

1 まちなかイベントプラットフォーム

福井市では、まちなかでイベントを行いたい方向けの無料相談窓口を設置しております。福井市から委託を受けた業者が、イベント開催にどのような支援が必要か診断し、提案します。
※リンク先は委託事業者の外部サイトになります。

イベントの
無料相談は
こちらから！



2 ナイトラン・ウォーク・イベント用衣装の貸出

まちなかの夜間人口の維持・創出を目的に、光る衣装を無料で貸出します。
※降雪期となる12月から3月までの期間は貸出しを行っていません。

衣装貸出の
詳細は
こちらから！



申込・問合せ

福井市商工振興課

〒910-0858 福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ5階

TEL：0776-20-5325 FAX：0776-20-5323

E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp

ホームページ：http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d260/syoukou/

申込書の
ダウンロード
はこちらから！



令和5年度 まちなか活性化 交流イベント事業補助金 募集要項 最大15万円！

「まちなかでイベントを開催したい」そんな市民の方を応援します。



個人やグループが、
福井市中心市街地で催す
イベント費用の一部を補助します！



1 補助金の内容

(1)対象者 個人又は市民グループ等

(2)対象となる事業

福井市中心市街地で行う総事業費 100 万円以下で、広くまちなかの賑わいづくりに寄与する次のいずれかに該当するもの。

- ・ イベントや展示会等 ・ 一定期間（1 か月程度）行う制作、創作活動等
- ・ その他市長が適当と認めるもの

※ただし、次に該当するものは対象外です。

- ①地区のまつり等、定例的に実施しているもの
- ②商店街が主催のもの
- ③企業等が主に収益目的のために行うもの
- ④活動の全てが屋内で行われるもの
- ⑤活動の全てが入場料を徴収する等有料で行うもの
- ⑥特定の者又は特定の団体等のみを対象とするもの
- ⑦国又は地方公共団体からの他の補助金等を受けて行うもの
- ⑧政治、宗教活動等を目的とするもの
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩その他市長が不適当と認めたもの

(3)対象となる経費

報償費、消耗品費、印刷製本費、保険料、委託料、感染症対策費（消毒液、体温計、マスク、ゾーニングで必要なもの等）その他市長が認める経費。

※参加料や協賛金等の自己負担金以外の収入がある場合、経費から差し引いた額を対象とします。

※消費税は対象経費に含めることができますが、消費税の課税業者として消費税仕入控除税額がある場合は対象経費となりません。

※スタッフジャンパー等、自己の為に供するものは対象経費となりません。

(4)補助金の額（対象エリアは裏面に記載）

補助金の額の算定は、次のいずれかによるものとします。

また、いずれも千円未満の端数は切り捨てた金額とします。

①北陸新幹線福井開業PRが含まれた活動の場合 なお、PRについては、福井市と内容を協議して実施することとします。	補助対象経費の 1/2 以内 上限 15 万円
②公共空地活用促進区域※での活動の場合 活動が広範な場合は、使用面積の 4 分の 3 以上が当該区域内であることとします。	補助対象経費の 1/2 以内 上限 10 万円
③冬季（11 月～2 月）の中心市街地における活動の場合	
④上記以外の中心市街地※での活動の場合	補助対象経費の 1/2 以内 上限 5 万円

2 申請方法

(1)受付期間 令和 6 年 2 月末まで（予算上限に達した時は受付を終了します。）

(2)申請 事業に着手する 2 週間前までに、次のものをご提出してください。
※補助金の交付の決定の前に事業に着手してしまうと補助金の交付ができませんので、お早めに申請またはご相談してください。

- ①まちなか活性化交流イベント事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②実施計画書
- ③収支予算書

(3)審査 申請内容について、次の基準により審査し、補助金の交付を決定します。

- ①実施計画が具体的で実現性がある。
- ②広く中心市街地の賑わい創出に寄与することが期待できる。
- ③継続的な活動になることが期待できる。

(4)完了報告 事業の完了後、次のものをご提出してください。

- ①まちなか活性化交流イベント事業補助金実績報告書（様式第 4 号）
- ②事業実績報告書
- ③収支決算書、支払い状況がわかる資料（領収書等）

上記により補助金額が確定した後、まちなか活性化交流イベント事業補助金交付請求書（様式第 6 号）をご提出いただき、補助金をお支払いします。

(5)その他 イベントの開催告知など、市 HP で掲載・お知らせします。

(6)よくある質問

Q 1 室内ホールでライブイベントを考えています。対象となりますか？

A 1 室内イベントでは、賑わい創出効果が限定的となるため対象となりません。ただし、ホール外で楽しめる同等規模（メイン会場）の無料イベントを実施し、誘客する等であれば、ホール外の部分は対象となる可能性があります。

Q 2 市民の賑わいを目的に、小物販売のイベントを考えています。対象となりますか？

A 2 そのままでは対象となりません。販売と同等規模で、往来する市民の方が無料で楽しめるイベント（例：仮装大会・コンサート等）を実施する場合は、対象となる可能性があります。※その他、対象とならない事業の事例は多数ありますので、必ず余裕を持ってご相談してください。

また、申請後も確認の結果、不承認となる場合がありますのでご注意ください。

Q 3 補助金の交付決定通知をもらった後に、イベント全体の経費が増加しました。

この場合、補助金の額を増やしてもらうことはできますか？

A 3 交付決定通知でお知らせした補助金の額を増加することはできません。ご了承ください。全体経費に変更がなるべく出ないように、申請の時点で精査してご提出をお願い致します。また、イベントの経費が減少した場合、支出する補助金の額が減少する場合があります。こちらでもご了承ください。